

高知県教育委員会 会議録

平成23年9月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成23年9月9日(金) 13:30

閉会 平成23年9月9日(金) 15:12

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	委員	久松 朋水
	委員	八田 章光

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	岡崎 順子
〃	教育次長	池 康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤 津矢子
〃	教育政策課長	田中 宏治
〃	総務福利課長	稲垣 正順
〃	幼保支援課長	市川 広幸
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	森本 民之助
〃	特別支援教育課長	田中 信一
〃	生涯学習課長	平野 博紀
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	人権教育課長	吉田 弘章
〃	教育政策課企画監	豊嶋 寿昭
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩 隆之

“ 教育政策課教育企画担当f-7 中島 勝海（会議録作成）
 “ 教育政策課主事 田尻 敦子（会議録作成）

（４）議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 ９月定例委員会を開催する。本日の議案は、付議第４号と第５号が９月県議会提出予定の報道解禁前の議案のため、また付議第６号が個人に関する情報を含む議案のため、それぞれ非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第４号から第６号は非公開の取扱いとする。

教育長 （提案説明）

【付議第１号 平成２４年４月１日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

委員長 事務局	地域の拠点校の目安はどういうものか。 具体的に決めていないが、一定規模の学校から拠点校を決める。例えば、小学校では１学年３学級以上の規模の学校が１６校、中学校では１学年３学級以上の規模の学校が２２校ある。
委員長 事務局	こういう学校に主幹教諭の配置をする可能性があるということか。そう。
委員長 事務局	小規模校の場合、OJTがうまくいかないと思うが、そうした場合は集めて研修をすることもあるのか。 集める場合もあるし、規模の大きい学校へ行って研修することもある。
委員 事務局	新規採用教員の殆どの方が同じような環境の学校に配置されるのか。 地域拠点校は中山間にもあるが、これから新人教員を教えていくべき先輩教員は一定力量が必要であり、どうしても一定規模の学校にならざるを得ない。新人教員がその学校に行けば育ちがいががあると捉えていただきたい。 また、中学校の新採教員の場合、同じ教科の指導教員がいるが、技術、家庭科、音楽などは先輩がおらず、どうしても大規模校になるので、そういう点は配慮している。小学校の場合、一定規模のある学校に配置し、後輩を迎えてOJTがきちんとできるか問われており、そういった点も意識して校長配置をしている。

委員長	1つの学校に多く新採教員を配置すると、初任者研修も難しくなる。結果、学校運営も難しくなることはないか。
事務局	学校に行って、そういう質の粗い運営にならないよう組織を見直すように指導している。学校改善プランによって、校長の意識も高くなっており、人材育成と重複しながら、経営プランもやっていかねばと思う。
委員長	(学校事務職員における) 知事部局との人事交流だが、知事部局の職員も学校に入っているのか。
事務局	一般事務職員は県教委と知事部局の交流を行っている。また、知事部局の職員は事務長として県立学校へ、若い学校事務職員は知事部局へと、相互に交流がある。小中学校も学校事務職員については、高校を手本にしていきたい。
委員長	交流する人数は限られているか。
事務局	できるだけ知事部局の仕事を知ってもらいたいので、意図的にやっていきたい。
教育長	今は管理職になる年代が不足している。一方、知事部局はそういう方が沢山おり、活用してやっている。
委員	県費負担教員というのはどういうことか。
事務局	公立学校教員は市町村職員の身分だが、給料は県費で賄うということ。学校現場の市町村職員といえば用務員のほか、学校給食の職員も対象になる。
委員長	定数的に言うと技能職にあたり、学校給食に従事する方は市町村職員という位置づけになる。県外では教員が市町村職員である例が多いと思うが調べているか。
事務局	7、8年前に定数法の改正があつて、(県外では) 市町村による正式雇用があると思うが、実際は承知していない。
委員長	おそらくそういう例は臨時教員であつて、正教員は少ないと思う。 (方針10について) 市町村教委と協議してやっていくことは当然だし、市町村教委の意見をよく聞いていくということだと思うが、市町村のエゴが出てくることもあるのでは。これくらいの表現は必要なのか。
事務局	従前のスタイルからは変えていないと思うが、同一市町村ですつといる方も中にはいる。他の市町村を経験して帰ってもらうのが広域的な交流と考えている。「柔軟な」という点を言われていると思うが、この表現が理想と考えている。
委員長	「意向を踏まえた」となるとどうか。
事務局	「留意しつつ」という表現で、市町村の意向どおりにはならないという意味もあると思う。
委員長	県教委が強引にやるわけにはいかないが、「効果的な教育」には影響しないか。ここら辺りを削ったら、市町村もナーバスな部分だと思

事務局	うが。 全部の市町村は一律にできない部分もあると思う。ある意味、市町村を立ててやらねばならないと思う。
委員長	同じ市町村で5年経てば異動の対象とするとあるが、一人前の教員に仕上がるのに5年かかる。もっと長くかかる場合もある。これについてどう考えているか。ケースバイケースで学校の実情を把握してやってはどうか。
事務局	新陳代謝の部分になるが、学校のローテーションは5年と定めて10数年やってきた。教職員のステージ設定ということで浸透はしている。必ずしも5年は絶対条件ではない。とても良い教育活動をしている事例では、8年から10年同じ学校にいる場合もある。そういう点は配慮していきたい。
教育長	(方針10について) 毎年、市町村教委と協議してきて、この表現をもって何らかの弊害が出てきている状況ではないので、今の運用でいいと思う。何かあれば文言を変えることもあろうが、市町村教委の意向を踏まえながら状況を見ていきたい。基本は市町村との協力関係でやるというスタンスも出していかなければならないと思う。
委員長	成果をはかる場合、昔は教育効果という考えなどがあったが、最近そういう表現は弱いのか。
事務局	点検評価もしているし、PDCAも働かせている。教育振興基本計画、緊急プランでも年度ごとの数値的成果を見ているので、きちんと成果も求めていくことは当然の営みに入ってきていると思う。
委員長	県外との人事交流だが、現在はどことやっているか。
事務局	県立では広島県、徳島県。義務では東京都、広島県、香川県、徳島県と行っている。大阪府とは新たな交流を行なうようにしていないが、以前からの交流で派遣している者は残っている。
委員長	うまくいっているか。
事務局	東京からは、優秀な教員をいただいているという声がある。
委員長	交流年数は何年か。
事務局	東京は3年、その他は2年である。地教委を説得して教員に行ってもらっているのが現状であるが、内容を話せば理解していただき、進んで行ってもらえる。
委員長	広島県の場合はどうか。
事務局	県立の場合、平成11年、12年頃から交流しているが、帰ってきた学校では、かなり意欲的にやってもらっているとの声がある。高校では広島と香川だけだが、双方とも成果はあるし、学ぶものはあると感じている。
委員長	成果はあるという判断か。
事務局	他県の教育風土を感じてセンスを磨いて帰ってきている。他者への

	示しにもなるし、成果と捉えている。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

教育長	補足説明させていただくと、法律自体が9月までなので、9月までは委任されている。今も委任されているが、あと半年延長されるということ。
委員	3頁の（3）の下から3行目に「本人の同意により」とあるが、この本人とは誰のことか。
事務局	保護者のこと。
委員長	市町村長に認定権限があるとなっているが、公立学校教員は知事になるのか。
事務局	任命権者は県なので知事になる。特措法第16条で規定されており、給与を負担する都道府県の長となる。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

委員長	USBメモリ紛失による被害はあるか。
事務局	ない。
委員長	第三者に渡ったこともないか。
事務局	今のところない。
委員長	メモリの紛失だけで70数万円もかかったのか。
事務局	謝罪文の郵送経費として56万9千円。それに伴う時間外手当で18万円のほか、USB代や封筒代等になる。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 平成23年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案（幼保支援課、特別支援教育課、人権教育課）】

○幼保支援課長、特別支援教育課長、人権教育課長説明

○質疑

<p>委員長 事務局 委員長 事務局 教育長</p>	<p>【特別支援教育課】 この経費に対する国の補助はあるのか。 県費のみである。 県立学校以外の備蓄はあるのか。 小中学校ではPTA独自でやっているところもある。 市町村の地域防災計画で避難場所に指定されていたら、生徒以外に住民用の備蓄もいる。今後どうするかは来年の当初予算をにらんでやっていかねばならない。また、避難ビルに指定されていなくとも、逃げてくる人はいる。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>備蓄品はどのくらいもつのか。 カンパンは5年、水は3年保存できる記憶はあるが、水は1年ごとに替えないといけない。マジックライスは5年保存できる。 市町村は9月補正に上げていないところもあるし、熱意次第というところがある。対応はばらばらである。</p>
<p>教育長 事務局</p>	<p>必要なものの中には、ライフジャケットなど様々なものがある。 高校では発電機を当初考えていたが、県全体の計画の中で考えていくことにした。</p>
<p>教育長</p>	<p>地震が来るまでの速報受信器など様々なものが多く、誰が負担してどこへ置くのかという検討も必要である。</p>
<p>委員長 教育長</p>	<p>備蓄の問題だが、農協はコメが余っていないか。 知事部局が考えている。飲み物は協定を結んでやっている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>【幼保支援課】 申請があれば減免される形だが、今から後で申請が出てくれば、また補正するのか。 今回計上した143万4千円で足ると考えている。もし、それ以上出てくれば流用等で対応する。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>19名のうち4名が対象ということか。今後人数が増える可能性はあるか。 昨年の収入から対象となる方のほか、働き口がなくなり収入のない方を想定している。幼稚園は、お父さんが向こうで引き続き仕事しているため、補助の対象となっていない人もいる。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>今後新たに来られる方など増える可能性があるのではないか。 市町村に問い合わせると4名の可能性があるということで、今後の4人分も含め合計8名分の予算を組んでいる。</p>

委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第5号 高知県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長説明

○質疑

委員長 事務局	法律改正の背景は。 旧の法律が50年を超えており、改正は前々から言われていた。競技力向上の面もある。
委員長	国体や総体で強いところは学力も連動している。国体を含めた何らかの強化策を考えていかねばならないと思うが。
教育長 事務局	スポーツ庁は文科省の中に置くのか。 最近の傾向として、内閣府の中に入れることもある。
教育長 委員長 事務局	それによって、知事部局か教委に置くかという話も出てくる。 高知国体の強化策で成果があったと思うが、その後どうか。 あの当時は4億の予算をかけたが、競技団体の指導者招聘事業を継続している。
教育長 事務局	強化費用をかけていたのに、県外との交流試合の経費が出なかったと聞いたが。 指導者の招聘は別である。内訳としては交流試合の経費が殆ど占めていた。強化費の額としては全国中位だが、下位に位置しているところは企業からの支援が多いところである。
委員長 事務局	最近企業スポーツが弱ってきた。ソフトボールや相撲など強い種目はずっと続けてほしい。 条例第2条第7号でスポーツ産業の事業者との連携等に関することと掲げており、個人競技などは支援していきたい。
委員長 事務局	水球など国体の指導者が残ってくれている競技は成果を残しており、影響を考えても指導者が何より大事だと思う。 相撲など最近弱くなったが、何か対策はあるか。 相撲は一時成績も悪かったが、最近競技人口が増えてきたので期待できると思う。
委員長	お金がかかるかもしれないが、ぜひよろしくお願ひしたい。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 6 号 高知県文化財保護審議会委員の任命議案（文化財課）】

○文化財課長説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第 1 号～ 6 号

原案のとおり議決